

北海道東藻琴高等学校父母と教師の会総会 兼
北海道大空高等学校保護者と教職員の会設立総会

議 案 書

【書面協議用資料】



開催日時 ~~令和3年4月29日(木) 13:15～~~
会 場 ~~北海道大空高等学校体育館~~
主 催 北海道大空高等学校保護者と教職員の会設立事務局

総 会 次 第

1 開会宣言

2 開会挨拶

- (1) 北海道東藻琴高等学校PTA会長 関 谷 祥 一
- (2) 北海道大空高等学校長 大 辻 雄 介

3 議長選出

4 議 事

- (1) 第1号議案 令和2年度北海道東藻琴高等学校 事業報告
- (2) 第2号議案 令和2年度北海道東藻琴高等学校 決算報告および監査報告
- (3) 第3号議案 北海道大空高等学校保護者と教職員の会会則等について
- (4) 第4号議案 北海道大空高校保護者と教職員の会事業計画(案)について
- (5) 第5号議案 北海道大空高等学校保護者と教職員の会令和3年度予算(案)について
- (6) 第6号議案 北海道大空高等学校保護者と教職員の会役員を選出について
- (7) その他

5 閉会挨拶

北海道大空高等学校校長 大 辻 雄 介

6 閉会宣言

【第1号議案】令和2年度北海道東藻琴高等学校 事業報告

月 日	曜	内 容	備 考
4月9日	木	第68回入学式 PTA入会式	
4月		北海道高等学校安全互助会加入	
4月17日	金	東高の日 -中止- PTA総会（第1回役員会）-書面協議(17日配布)- 役員送別・新会員歓迎会 -中止-	保護者懇談会-中止-
4月下旬		PTAだより「かけはし」発行	第228号
5月11日	月	大空町PTA連合会総会 -書面協議-	
		北海道高等学校PTA連合会 -中止- 北見支部総会・懇親会	
		北海道高等学校PTA連合会 第70回石狩大会（札幌） -中止-	
7月20日	月	PTAだより「かけはし」発行	第229号
9月24日	木	第2回役員会	学校祭協力について
10月24日	土	北海道高等学校PTA連合会北見支部研修会	ホテル黒部（北見）で 開催
10月31日 11月1日	土 日	学校祭支援・協力 -中止-	
		大空町PTA連合会研修会 -中止-	
12月23日	水	PTAだより「かけはし」発行	第230号
3月1日	月	第65回卒業式 PTAだより「かけはし」発行	第231号
3月25日	木	第3回役員会	

【第2号議案】令和2年度北海道東藻琴高等学校 決算報告および監査報告

令和2年度 P T A会計決算書

(収 入)

(単位：円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
繰越金	179,801	179,801	0	前年度繰越金
会費	639,200	606,600	-32,600	@1,000円×12ヶ月×49名 588,000 @ 600円×12ヶ月×1名 7,200 @1,000円×23ヶ月(退学者分) 23,000 @1,000円×19ヶ月(未納分) -19,000 @ 600円× 1ヶ月(未納分) -600 @1,000円× 8ヶ月(過年度分) 8,000
入会金	24,000	24,000	0	@1,000×24名
雑収入	999	3	-996	
合計	844,000	810,404	-33,596	

(支 出)

(単位：円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要	
運 営 費	会議費	5,000	3,921	-1,079	役員会賄
	通信費	5,000	0	-5,000	切手代金
	需用費	20,000	9,439	-10,561	卒業生コサージュ・事務消耗品
	交際費	10,000	0	-10,000	異動教職員餞別
費	活動費	105,000	30,259	-74,741	P T A研修参加費 13,840 0 一日体験入学参加者賄 3,639 0 東高の日参加者賄 16,419
	食糧費	35,000	8,546	-26,454	ヤフー(株)eコマース体験学習に係る賄等
	慶弔費	10,000	0	-10,000	生徒見舞等
教育奨励費	行事費	80,000	0	-80,000	学校祭行事参加材料賄
	褒賞費	35,000	20,529	-14,471	皆勤賞記念品費 0 0 精勤賞記念品費 9,837 0 卒業証書ホルダー 10,692
	教材教具費	100,000	5,060	-94,940	扇風機
	環境整備費	32,000	34,190	2,190	トイレ用芳香剤・消耗品
	指導費	30,000	0	-30,000	進路指導担当者用名刺
旅費	300,000	14,880	-285,120	生徒募集用務・家庭訪問等	
会員研修費	30,000	0	-30,000	役員歓送迎会賄	
負担金	46,989	45,550	-1,439	北海道高等学校安全互助会加入会費 37,650 0 @ 700円×38名+振込手数料550円 0 道高P連年会費 5,850 0 @ 100円×38名+振込手数料550円 0 道高P連北見支部年会費 1,610 0 @ 20円×38名+振込手数料550円 0 町P連年会費 0 0	
予備費	11	0	-11		
合計	844,000	172,374	-671,626		

収入 810,404円 - 支出 172,374円 残額 638,030円

残額については、令和3年度(設立予定の大空高校保護者と教職員の会)に繰り越します。

令和2年度 文化体育活動後援会会計決算書

(収 入)

(単位：円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
繰 越 金	101,935	101,935	0	前年度繰越金
会 費	579,600	549,900	-29,700	@900円×12ヶ月×50名 540,000 @900円×23名(退学者分) 20,700 @900円×20ヶ月(未納分) -18,000 @900円×8ヶ月(過年度分) 7,200
大空町助成金	1,430,000	0	-1,430,000	
卓球全道大会			0	
バドミントン全道大会			0	
卓球全国大会			0	
全道意見発表大会			0	
全道技術競技大会			0	
全国技術競技大会			0	
全道実績発表大会			0	
緑友会助成金	350,000	0	-350,000	
雑 収 入	465	3	-462	預金利子
合 計	2,462,000	651,838	-1,810,162	

(支 出)

(単位：円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
大会助成金	800,000		-800,000	部活動大会参加助成
北見地区弓道大会			0	
卓球全道大会			0	
バドミントン全道大会			0	
卓球全国大会			0	
活 動 助 成 金	1,650,000		-1,650,000	農業クラブ活動助成
東北海道リーダー研修			0	
全道意見発表大会			0	
全道技術競技大会			0	
全国技術競技大会			0	
全道実績発表大会			0	
予 備 費	12,000	0	-12,000	
合 計	2,462,000	0	-2,462,000	

収 入 651,838円 - 支 出 円 残 額 651,838円

残額については、令和3年度に繰り越します。

【第3号議案】北海道大空高等学校保護者と教職員の会会則及び文化体育活動後援会々則
について

北海道大空高等学校保護者と教職員の会（PTA）会則

第1章 総則

（名称及び事務局）

第1条 この会は、北海道大空高等学校保護者と教職員の会（PTA）といい、事務局を北海道大空高等学校（以下、「本校」という。）に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 この会は、保護者と教職員が、生徒の成長に対して相互に理解を深めながら、生徒の学校生活、家庭生活及び社会生活での幸福を願い支援を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭と学校の緊密な連携によって教育の充実を図ること
- (2) 会員相互の研修と親睦に関する事
- (3) 生徒の進路活動の充実に関する事
- (4) 生徒の学習活動の充実に関する事
- (5) 生徒のよりよい生活態度の育成に対する支援に関する事
- (6) 社会教育関係団体との連携・調整に関する事
- (7) 教育施設及び設備の充実に関する事
- (8) その他教育上必要と認められる事項に係る協力と援助に関する事

第2章 組織

（会員）

第4条 この会は、次の会員によって組織する。

在校生徒の保護者、本校教職員、この会の趣旨に賛同する者（以下、「賛助会員」という）

（役員）

第5条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名、理事6名、事務局 若干名（教職員）

第6条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

第8条 会計は、この会の会計を処理する。

2 会計は、事務局員がこれを兼ねることができる。

第9条 監査は、この会の会計を監査する。

第10条 理事は、各支部の運営および連絡調整並びに委員会の委員としての業務を行う。

2 理事は、会長が各学年からこれを委嘱する。

(事務局)

第11条 事務局は、書記を兼ねこの会の事務を処理する。

2 事務局員は、会長がこれを委嘱する。

(役員を選出)

第12条 会長・副会長・会計・監査は、総会で選出する。

(役員任期及び欠員への対応)

第13条 役員任期は、1年とする。

2 欠員によって選出された役員任期は、前任者の任期の残期間とする。ただし、業務に支障がないと判断される場合は、欠員補充を行わないこともできる。

3 役員欠員が生じ、欠員補充を行わない場合は、事務局がこれを代行することができる。

(役員再任)

第14条 役員は再任することを妨げない

第3章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の機関は、次のとおりとする。

総会、役員会、拡大部会、委員会

2 前項の機関の構成は次の各号による。

(1) 総会は、すべての会員を持って構成する。

(2) 役員会は、理事を除く役員及び事務局員で構成する。

(3) 拡大部会は、役員会に学年理事を加えて構成する。

(4) 委員会は、拡大部会の構成員により組織され、その活動は随時行われる。

(総会の開催)

第16条 総会は、この会の最高議決機関であり、定期に開催されなければならない。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

2 定期総会は毎年1回、原則として年度当初に開催する。

3 臨時総会は、役員会において必要と認められたとき又は会員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。

(総会の機能)

第17条 総会は次の各号に定めた事項について審議し決定する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 役員改選並びに会則の改正に関する事項

(3) その他会務運営に関する重要事項

(役員会)

第18条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、会長がこれを招集する。

(役員会の任務)

第19条 役員会は、次期総会までの補助議決機関であって、第17条に定める事項については、総会で

報告し承認を受けなければならない。

(役員会の機能)

第20条 役員会は、次の各号に定めた事項について審議し決定する。

- (1) 事業の実施方策、予算原案・役員原案・予算科目の構成の審議
- (2) 総会から委任された事項の審議及び決定
- (3) その他緊急を要する事項の審議・決定

(役員会の開催)

第21条 役員会は、定例及び臨時に開催する。

- 2 定例役員会は年1回とし、次期総会前に開催する。
- 3 臨時役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(拡大部会)

第22条 拡大部会は、役員会の運営を補する目的で開催される。

第23条 拡大部会の開催は、会長の要請によって行われる。

(委員会)

第24条 役員会のもとに、委員会を置く。

- 2 委員会は拡大部会の役員をもって構成する。

第25条 委員会の長は学年理事をもって充てる。

第26条 委員会の種類は次の各号に定める。

- (1) 総務研修委員会

会員相互の親睦や生徒のよりよい学校生活のための研修企画、広報活動を行うことを目的とする。

- (2) 生活学習委員会

生徒の安全や生活指導及び進路活動に関する支援協力を行うことを目的とする。

(委員会の活動)

第27条 各委員会の活動は年間の事業計画を踏まえて行う。

(委員会の活動報告)

第28条 各委員会で行った事業内容は総会で報告する。

第4章 支部

(支部)

第29条 この会には支部を置く。支部は、東藻琴支部及び女満別支部とする。

- 2 支部の配置は、この会が発足してから、令和5年3月31日以降に開催される、最初の総会までの時限的なものとする。

第5章 会計

(収支)

第30条 この会の収支決算及び財産に関することは、総会で決議する。

(経費)

第31条 この会の経費は、入会金・会費・寄付金その他の収入による。

2 入会金・会費の額は、別に定める。

(経費の使用)

第32条 この会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。

(会計年度)

第33条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

(会費の変更)

第34条 この会の経費の変更については、拡大部会での審議を経て、総会で決定する。

第35条 このほか必要な事項は、役員会の決議ののち総会の承認を得る。

第6章 会費

(会費の徴収)

第36条 第31条2に示された経費については次の各号のとおり定める。

(1) 入会金 新会員となったとき 2,000円

(2) 会費 生徒一人あたり年額 10,000円

ただし、生徒二人以上の場合二人目から一人年額7,200円

2 徴収については10ヶ月で月割りして納入する。

3 旧東藻琴高校及び旧女満別高校に所属していた会員の会費については、旧来の各校会則を適用する。

(葬祭・慶弔)

第37条 この会の会員の葬祭・慶弔に対しては、次のとおりとする。

(1) 会員（配偶者を含む）及び生徒の死亡 香典10,000円

(2) その他、特別の場合 別途協議

2 第37条第2号に定める金額については、役員会等で別途協議し決定する。

第7章 会則の制定改廃

(会則の改廃)

第38条 この会則は、総会でなければ改廃することができない。

第39条 会則の改廃は、拡大部会での審議を経て総会に諮ることとする。

(細則の制定)

第40条 会務遂行上、必要があるときは、別に細則を定めることができる。細則は、役員会において制定するとともに、総会に報告しなければならない。

第8章 附則

附則1 この会則は、令和3年4月1日から適用する。

北海道大空高等学校文化体育活動後援会々則

第1章 組織

(名称)

第1条 本会は、北海道大空高等学校文化体育活動後援会と称し、事務局を北海道大空高等学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、生徒の文化体育活動を援助し、健全な生徒の育成ならびにその活動の発展に寄与するとともに、教育環境の整備等を援助することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区大会以上の体育・文化・農業クラブ等の各種大会参加の助成
- (2) 生徒の部活動推進のための助成
- (3) その他必要と認めた事業への助成

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 北海道大空高等学校保護者と教職員の会（P T A）会員
- (2) 会の趣旨に賛同するもの

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 事務局

第6条 北海道大空高等学校保護者と教職員の会の役員が兼ねるものとする。

(会議)

第7条 本会は、次の会議をもつ。

- (1) 総会 年1回行う
- (2) 役員会 必要に応じて行う

第2章 会計

(経費)

第8条 本会の経費は、会費及び寄付金による。

(会費)

第9条 本会の会費は、会員一人当たり年額 19,000 円とする。

- 2 前項に定める会費は、旧北海道東藻琴高等学校及び旧北海道女満別高等学校に所属していた生徒には適用しない。

(予算及び決算)

第10条 本会の予算及び決算に関することは、役員会を経て総会で決議する。

(助成額)

第11条 具体的な助成額および引率にあたる教職員の旅費については別に細則でこれを定める。

- 2 前項に関する細則を制定改廃する場合は、役員会で決議し、総会に報告する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第3章 会則の改廃

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、役員会での審議を経て総会において決議する。

- 2 第9条2項に定めた事項については、総会での議決を経ず、令和5年4月1日をもって廃止する。

第3章 附則

附則1 この会則は、令和3年4月1日より施行する。

北海道大空高等学校文化体育活動後援会助成に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、北海道大空高等学校における文化・体育の振興をはかるため文化的競技会及び発表会又は体育対抗競技会に参加する生徒に対し助成を行い、生徒の心身の健全な発達と情操の高揚を図ることを目的とする。

第2条 この細則は、北海道大空高校文化体育活動後援会会則第11条に基づいて制定する。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる競技会等は次のとおりである。ただし、全道大会及び全道大会以上の競技等に参加する場合とする。

- (1) 高等学校体育連盟及び定時制通信制高等学校体育連盟主催の競技
- (2) 高等学校文化連盟が主催する大会
- (3) 高等学校農業クラブの大会
- (4) 高等学校教育関係機関又は準公的団体が主催する協議会等
- (5) 学校長が参加を必要と認めるもの

(助成対象人数)

第4条 前条の競技会等で助成対象となる生徒及び教職員の人数は次のとおりとする。

- (1) 生徒については、競技会等要項の人員以内とする。
- (2) 引率については、1チーム1名とする。
- (3) その他、学校長が必要と認めた時はその人員とする。

(助成基準額)

第5条 前3条に基づく競技大会等参加費用の助成の基準額は次のとおりとする。

(1) 生徒

ア 交通費は、原則として鉄道運賃（鉄道がない場合は他の定期交通機関）とするが、貸切バス等が低廉であればこれを利用する。また、急行、特急の利用については、その都度学校長が定める。

イ 宿泊料は、一泊2食付とし主催者側が斡旋した料金とする。ただし、主催者等の斡旋がない場合はできるだけ低廉な宿泊を利用することを原則として実費を支給する。

ウ 昼食・夕食は次のとおりとする。

- ①昼食は主催者の斡旋する料金とする。ただし主催者等の斡旋がない場合は、1人あたり1,000円以内とする。
- ②宿泊料に夕食が含まれない場合は、1人1,000円以内とする。
- ③生徒の帰宅が8時以降になる場合は、夕食費を支給する。
- ④引率の食費は日当により賄うものとする。

エ 大空町内交通費は、学校長が認めた場合のみ実費支給する。

オ 競技会等の参加料は、主催者の示す金額とする。

カ その他諸経費については、学校長の認めた実費とする。

(2) 引率教職員の旅費

ア 交通費、市内交通費及び宿泊料は生徒に準ずる。

イ 日当は、大空町職員の旅費に関する条例によるその他の職員の額とする。

(3) 公用車を利用して競技会等に参加する場合は、第1号ア及び第2号アについては助成の対象としない。

(基本助成額)

第6条 基本的な助成額は、前5条の規定により算出した基準額に次の助成率を乗じて得た額とする。

(1) 経費のうち、交通費、宿泊費、食費の合計額の2分の1以内とする。

(2) 特別な事情により、校長が認めた場合は全額助成する。

2 農業クラブ地区大会においては、東北北海道大会の経費を全額補助する。

(特別助成額)

第7条 次に該当する場合は大空町の規程に照らし合わせ、特別に助成する。

(1) 大空町立学校体育文化振興助成に関する規程に基づいて助成を受ける、全道大会以上の体育対抗競技会・文化連盟が主催する大会に参加の場合は、大空町の助成を差し引いた生徒負担額の2分の1以内で助成する。

(2) 大空町立学校体育文化振興助成に関する規程に基づいて助成を受ける、全道大会以上の農業クラブに参加の場合は、大空町の助成を差し引いた生徒負担額を全額助成する。

(3) その他特別な事情により、学校長が認めた場合は生徒負担額を全額助成とする。

(報告)

第8条 助成金の支給を受けたときは、競技大会等終了後すみやかに成績を報告するとともに、収支決算書を学校長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この細則の定めるもののほか、必要な事項は北海道大空高等学校文化体育活動後援会長の委任を受け、学校長が別に定める。

第10条 この細則は、大空町立学校体育文化振興補助要綱（平成18年3月31日教育委員会告示第3号）の改廃が生じた場合に効力の一部又は全部を失う。

附則1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

【第4号議案】北海道大空高校保護者と教職員の会事業計画(案)について

月	内 容
4月	P T A設立総会(4月29日)(書面協議)
5月	安全互助会加入 大空町P T A連合会総会(予定)
6月	第70回北海道高等学校P T A連合大会(旭川・留萌・名寄) 6/12(土)～13日(日) 役員会(学校祭の支援について)
7月	北海道大空高等学校学校祭への支援
8月	
9月	P T Aだより発行(予定) 大空高校体育祭への支援
10月	北海道高等学校P T A連合会北見支部研修会(予定)
11月	大空町P T A連合会研修会(予定)
12月	
1月	
2月	役員会
3月	拡大部会(第2回総会に向けて) P T Aだより発行

- 1 活動実績がまだないため、あくまでも予定で示しています。また、キャンパスごとに今までの活動を引き継いで行く予定のものは記載していません。
- 2 キャンパス合同の研修会などの実施も検討しています。
- 3 コロナ禍の様々な状況を鑑み、飲食を伴う懇親会は今年度は予定をしておりません。

【第5号議案】北海道大空高等学校保護者と教職員の令和3年度予算(案)について

令和3年度 P T A会計予算書(案)

(収 入)

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
東藻琴繰越金	179,801	638,030	458,229	前年度繰越金
女満別繰越金		48,271	48,271	
東藻琴会費	639,200	375,200	-264,000	@1,000円×10ヶ月×36名 360,000
東藻琴会費				@ 720円×10ヶ月×1名 7,200
女満別会費		98,000	98,000	@ 700円×10ヶ月×14名 98,000
新1年生会費		280,000	280,000	@1,000円×10ヶ月×28名 280,000
				0
入会金	24,000	58,000	34,000	@2,000×29名 58,000
雑収入	999	199	-800	預金利子
合 計	844,000	1,497,700	653,700	

(支 出)

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要	
運 営 費	会議費	5,000	10,000	5,000	役員会賄 10,000
	通信費	5,000	10,000	5,000	郵便代 10,000
	需用費	20,000	30,000	10,000	卒業生コースージュ・事務消耗品 20,000
	交際費	10,000	0	-10,000	異動教職員餞別
費	活動費	105,000	225,000	120,000	P T A研修会(全道大会参加費含む) 200,000 一日体験入学参加者賄 5,000 交流マルシェ補助費 20,000
	食糧費	35,000	35,000	0	ヤフー㈱eコマース体験学習に係る賄等 35,000
	慶弔費	10,000	20,000	10,000	
	行事費	80,000	150,000	70,000	学校祭行事参加材料賄 150,000
教育奨励費	褒賞費	35,000	135,000	100,000	皆勤賞記念品費 15,000 精勤賞記念品費 20,000 卒業証書ホルダー 100,000
	教材教具費	100,000	200,000	100,000	教材教具購入費 200,000
	環境整備費	32,000	34,000	2,000	校舎内外環境整備費 34,000
	指導費	30,000	30,000	0	外部講師謝礼・交通費 30,000
旅 費	300,000	300,000	0	各種研修会等参加旅費 300,000	
会 員 研 修 費	30,000	30,000	0	役員歓送迎会賄 30,000	
負 担 金	46,989	99,487	52,498	北海道高等学校安全互助会加入会費 85,400 @ 700円×79名=25,200 @ 1,400円×43名=60,200 道高P連年会費 7,900 @ 100円×79名 道高P連北見支部年会費 1,580 @ 20円×79名 町P連年会費 2,607 @ 33円×79名 振込手数料 2,000	
予 備 費	11	189,213	189,202		
合 計	844,000	1,497,700	653,700		

令和3年度 文化体育活動後援会会計予算書（案）

（収 入）

（単位：円）

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
東藻琴繰越金	101,935	651,838	549,903	前年度繰越金
女満別繰越金		997,040		
東藻琴会費	579,600	399,600	-180,000	@1,080円×10ヶ月×37名 399,600
女満別会費		14,000		@100円×10ヶ月×14人 14,000
1年生会費		532,000		@1,900円×10ヶ月×28人 532,000
大空町助成金	0	500,000	500,000	
生徒会助成金	350,000		-350,000	
雑 収 入	465	0	-465	預金利子等
合 計	1,032,000	3,094,478	2,062,478	

（支 出）

（単位：円）

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
東藻琴大会助成金	300,000	1,000,000	700,000	部活動大会参加助成
女満別大会助成金		1,011,840	1,011,840	
1年生大会助成金		532,000	532,000	
活動助成金	121,000	550,638	429,638	農業クラブ活動助成
予 備 費	0		0	
合 計	421,000	3,094,478	2,673,478	

【第6号議案】北海道大空高等学校保護者と教職員の会役員の選出について

役 職	学 年	氏 名	出 身 中	キャンパス
会 長				東 ・ 女
副会長				東 ・ 女
副会長				東 ・ 女
会 計				東 ・ 女
幹 事				東 ・ 女
理 事				東 ・ 女
理 事				東 ・ 女
理 事				東 ・ 女
理 事				東 ・ 女
理 事				東 ・ 女
理 事				東 ・ 女

令和3年4月29日
事務局原案

(敬称略・50音順)

役職	学年	氏名	出身中	キャンパス
会長	1	杉澤英和	東藻琴中	東・女
副会長	3	酒井美紀恵	網走第三中	東・女
副会長	2	佐藤雄蔵	女満別中	東・女
会計	2	松浦麻里絵	女満別中	東・女
幹事	2	遠藤良子	網走第二中	東・女
理事	3	岩原大	女満別中	東・女
理事	3	佐藤かおり	女満別中	東・女
理事	2	大橋直美	女満別中	東・女
理事	2	木村円	女満別中	東・女
理事	1	大泉久美子	美幌北中	東・女
理事	1	矢浪亜由美	東藻琴中	東・女

事務局長 稲守俊宏（東藻琴キャンパス教頭）

副局長 清水大策（女満別キャンパス教頭）

事務局員 女満別キャンパス 渡部栄治・高田督子・有益宏樹
東藻琴キャンパス 佐々木成美・柳沼和雅・蒔田貴之
(兼会計) 村山修・小黑俊英・阿部亜美